

情報保護評価書（しきい値評価書）記載事項（案）

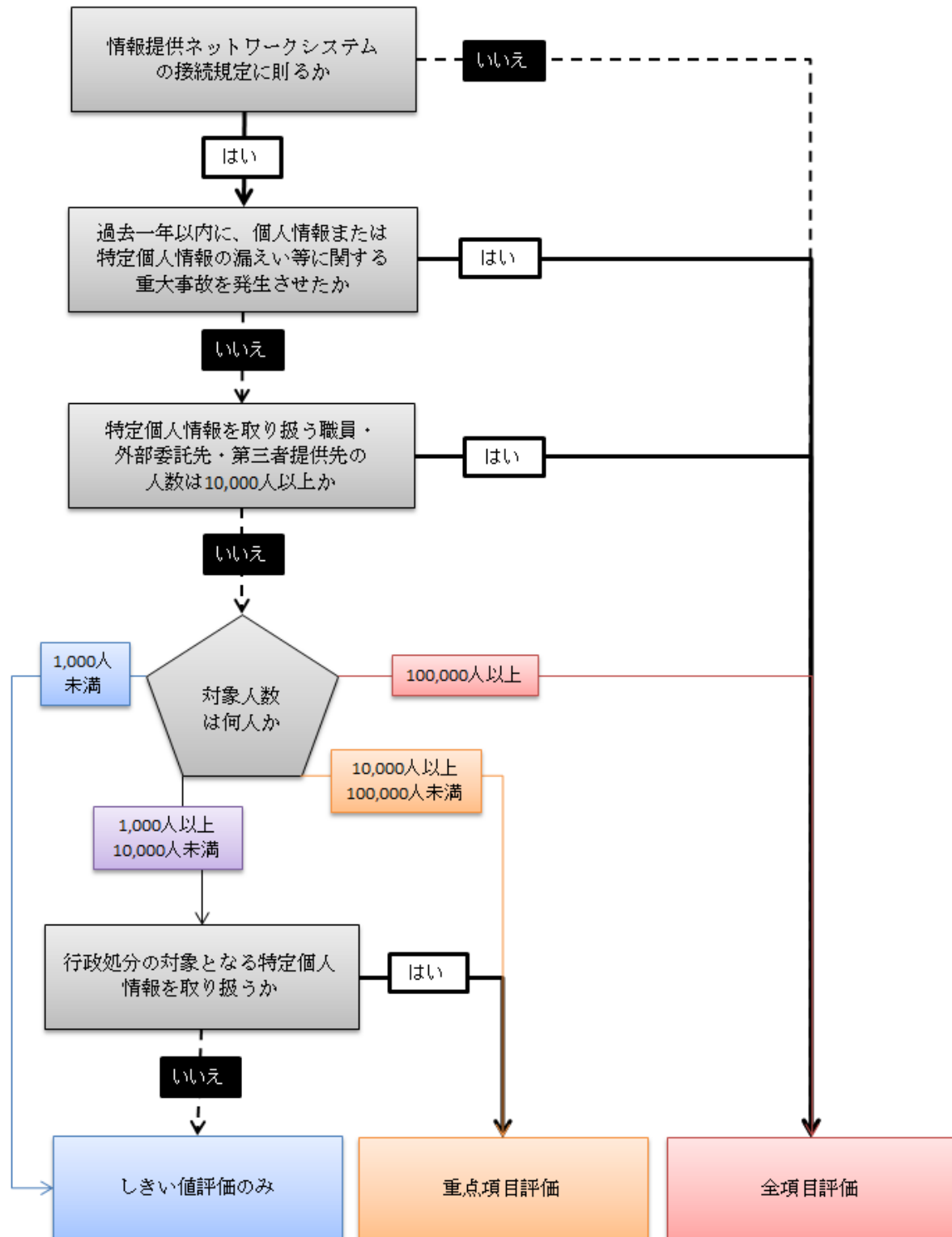
※ 本評価書の記載事項は、個人番号情報保護委員会がマイナンバー法第14条第1項に基づき策定する、特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針の内容等により、変更される可能性がある。

1. 基本情報		
特定個人情報ファイルの名称		
特定個人情報ファイルの種別		☐ システム用ファイル ☐ 手作業ファイル ☐ その他（具体的に記述する）
情報保護評価（しきい値評価）実施組織（課室）の名称及び連絡先		
業務の名称		
業務の概要		
システムの概要		
法令上の根拠	マイナンバーを利用する 法令上の根拠	例）マイナンバー法第6条第1項前段、別表第一第○号及び ○○省令
	情報提供ネットワーク システムの利用の有無	☐ 有 ☐ 無 別表第二○号及び○○省令第○条
しきい値評価書提出日		
しきい値判断結果		☐ 全項目評価 ☐ 重点項目評価 ☐ しきい値評価のみ
しきい値評価書公表日		

2. 質問票

情報提供ネットワークシステムの接続規定に則るか	☐ 則る ☐ 則らない
過去一年以内に、個人情報または特定個人情報の漏えい等に関する重大事故を発生させたか	☐ 発生あり ☐ 発生なし
特定個人情報を取り扱う職員・外部委託先・第三者提供先の人数は 10,000 人以上か	☐ 10,000 人以上 ☐ 10,000 人未満
対象人数は何人か	☐ 1,000 人未満 ☐ 1,000 人以上 10,000 人未満 ☐ 10,000 人以上 ☐ 100,000 人以上
行政処分の対象となる特定個人情報を取り扱うか	☐ 取り扱う ☐ 取り扱わない
結果	☐ 全項目評価 ☐ 重点項目評価 ☐ 対象外

参考１：フロー図



参考 2：質問票補足

質問 1 情報提供ネットワークシステムの接続規定¹に則るか

→則っていれば次へ進む

→特別な接続方式ならば iii 情報保護評価（全項目評価）を実施する

【質問趣旨】情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報のデータ連結・データ流通・大量処理等を容易にするものと考えられるが、情報提供ネットワークシステム自体及びその接続方式については、情報提供ネットワークシステムの情報保護評価で確認すべきものと考えられるため、接続規定に則っているものについては以降の質問に基づき、しきい値評価を行うこととしたもの。

質問 2 過去 1 年以内に、個人情報又は特定個人情報の漏えい等に関する重大事故を発生させたか

→発生させていれば iii 情報保護評価（全項目評価）を実施する

→発生させていなければ次に進む

【質問趣旨】漏えい等に関する重大事故を発生させた場合は、国民の懸念が大きいと考えられるため、必要性が高いと判断したもの（国民の信頼を獲得する目的に対応するもの）。

質問 3 特定個人情報を取り扱う職員、外部委託先及び提供先（再提供以降の提供も含む。）の人数の合計数は何人が

→10,000人²以上であれば iii 情報保護評価（全項目評価）を実施する

→10,000人未満であれば次へ進む

【質問趣旨】少数の限定された者にのみ情報を取り扱わせる場合に比べ、多数の者が情報を取り扱うとすると、不正利用、不正流出リスクが高まるものと考えられるため、必要性が高いと判断したもの（事前対応を行う目的に対応するもの）。

¹ 情報連携基盤接続規定が策定される場合を想定したもの。

² 人数は、実際のシステムや運用の状況等を踏まえ、今後変更されうる。

質問4 対象人数は何人が

- 100,000人（論点）³以上であればiii 情報保護評価（全項目評価）を実施する
- 10,000人以上であればii 情報保護評価（重点項目評価）を実施する
- 1,000人以上10,000人未満であれば次へ進む
- 1,000人未満であれば対象外とする

【質問趣旨】一定量以上の情報を取り扱う場合、不正利用・不正提供の誘因ともなり得、プライバシー等に対するリスクが高いと考えられるため（事前対応を行う目的、国民の信頼を獲得する目的に対応するもの）。

なお、社会保障・税分野の情報は概して機微性の高い情報であるため、情報の種類を判断基準とするのは困難であると考えられることから、情報の量のみを質問項目とした。

質問5 行政処分の対象となる特定個人情報を取り扱うか

- 行うのであればii 情報保護評価（重点項目評価）を実施する
- 行わないのであれば対象外とする

【質問趣旨】誤った特定個人情報や不正に取得された特定個人情報に基づき、行政処分がなされる場合、個人に対する被害が大きいと考えられるため（事前対応を行う目的に対応するもの）。

³人数は、実際のシステムや運用の状況等を踏まえ、今後変更されうる。

当初案の人数をより低くすることも考えられるが、通常、システムを構築するのは大量データを扱う必要があるためであることから、100,000人とした。

なお、現行法令上、人数を用いて対象を限定しているものは以下の通り。

- ・行政機関個人情報保護法上、個人情報ファイルの事前通知義務並びに個人情報ファイル簿の作成及び公表義務の適用除外となる本人数（同法第10条第2項第9号及び同法施行令第5条）は1,000人
- ・個人情報保護法上、個人情報取扱事業者該当する者の、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計の下限は5,000人（同法第2条第3項第5号及び同法施行令第2条）

参考 3 : 質問早見表

※ 別添「情報保護評価（しきい値評価）早見表」を参照されたい。

■ 情報保護評価(しきい値評価)早見表

(別添)

	質問内容				
①	情報提供ネットワークシステムの接続規定に則るか		はい		いいえ
②	過去一年以内に、個人情報または特定個人情報の漏えい等に関する重大事故を発生させたか		はい		いいえ
③	特定個人情報を取り扱う職員・外部委託先・第三者提供先の人数は10,000人以上か		はい		いいえ
④	対象人数は何人か	人			
⑤	行政処分の対象となる特定個人情報を取り扱うか		はい		いいえ

評価結果

しきい値評価のみ

※黄色のセルに「○」がついたら判定終了。

※④については、1,000人以上10,000人未満の場合のみ質問⑤へ。それ以外は判定終了。